

都留市食品ロス削減推進計画

令和4年4月

都 留 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
第 2 章 食品ロスに関する現状と課題	4
1 日本の食品ロスの現状.....	4
2 山梨県の食品ロスの現状.....	5
3 都留市の現状.....	6
4 アンケート調査結果からみた市民の意識.....	7
5 本市における課題.....	18
第 3 章 基本的な方向と目標	20
1 基本的な方向.....	20
2 基本理念と基本方針.....	20
3 本市の目標.....	22
第 4 章 食品ロス削減に向けた推進施策	23
1 市民（家庭）の役割と取組.....	23
2 事業者の役割と取組.....	25
3 行政の役割と取組.....	26
4 具体的な取組事例.....	28
第 5 章 計画の推進に向けて	33
1 計画の推進体制.....	33
2 計画の進行管理.....	33
参考資料	34
1 食品ロスの削減の推進に関する法律.....	34
2 食品ロスに関する関連サイト.....	37

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせないものです。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことです。日本では、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の小売店舗や外食店舗が普及し、食品を簡単に手に入れられる環境にある一方で、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において、売れ残りや食べ残し等の理由で食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。2018（平成30）年度の日本における食品廃棄物等の発生量は年間約2,531万トンにのぼり、うち食品ロスは600万トン発生していると推計されています。この量は、2020（令和2）年の世界の食糧援助量約420万トンを大きく上回ります。

世界では、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々が約8億人にのぼり、これは世界人口の10人に1人に相当します。今後、人口増加に伴い食糧危機が深刻化するとされる一方で、食料自給率（カロリーベース）が約4割と先進国の中でも最低水準にある我が国では、食品を海外から大量に輸入しながらも、大量の食品を廃棄している状態にあります。

近年、食品ロスに関する国際的関心が高まる中、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づくSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、食品ロスの削減は、経済・環境・社会において非常に重要な世界的問題であり、喫緊の課題となっています。



また、新型コロナウイルス感染拡大による学校の休校、各種施設や飲食店等の自粛、様々な行動の制限等により、生産者・食品製造業者の余剰食品や食品小売業者での欠品の発生、多様な販売方法の検討、生活系ごみの増加など、流通の各段階でこれまでとは違う状況が見られることから、新しい生活様式の変化への対応も考慮していく必要があります。

国においては、2019（令和元）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、同年10月1日に施行されました。この法律では、食品ロス削減を国民運動として展開し、消費者である国民、事業者、そして行政が、それぞれの立場で食品ロスの削減を進めることが明示されました。

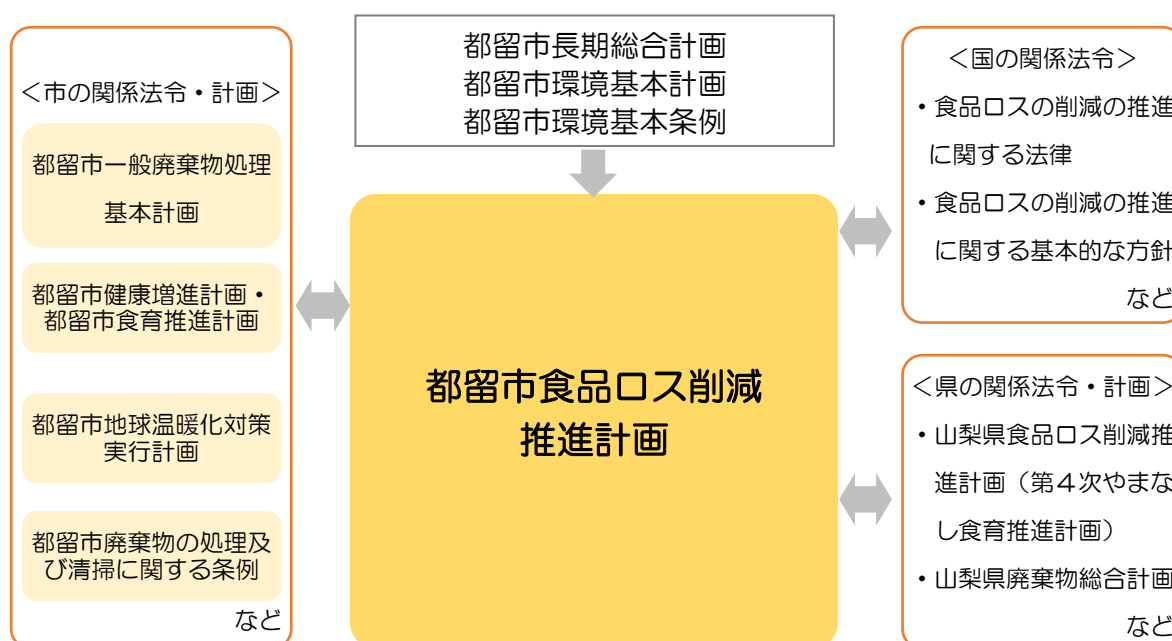
本市でも、市民、事業者、関係団体及び行政が一丸となり、持続可能な社会の実現に向けて、食品ロスの問題に取り組んでいくために都留市食品ロス削減推進計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020（令和2）年3月31日閣議決定。以下「国の基本方針」という。）及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて市町村が策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

この計画は、本市で策定している上位計画である「都留市長期総合計画」、「都留市環境基本計画」との整合性を図るとともに、「都留市一般廃棄物処理基本計画」、「都留市健康増進計画・食育推進計画」などの個別計画及び国や県の関係法令・計画と相互に連携しながら、関係する事業と協働し推進するものとします。

図 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は2022（令和4）年度を初年度とし、2031（令和13）年度を目標年度とする10年間の計画です。計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、おおむね5年後に、必要に応じて見直すこととします。

図 計画期間

2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
第6次都留市長期総合計画					第7次都留市長期総合計画				
都留市食品ロス削減推進計画									
第2次都留市環境基本計画					第3次都留市環境基本計画				

食品ロスに関する現状と課題

1 日本の食品ロスの現状

日本国内の2018（平成30）年度の食品ロスの量は、年間600万トン（家庭系食品ロス量：276万トン、事業系食品ロス量：324万トン）と推計されました。

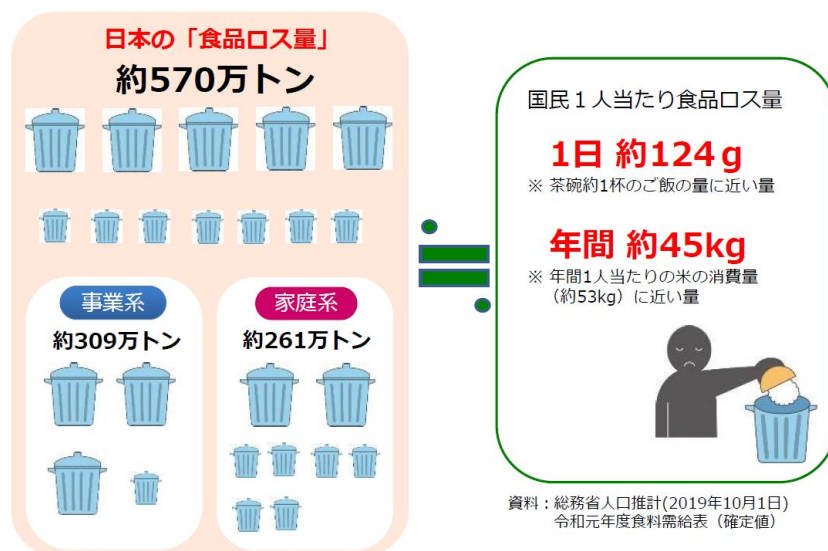
2019（令和元）年度の食品ロスの推計値は、570万トンとなり、前年度より30万トン減少しました。その内訳として、家庭系食品ロス量が261万トン（15万トン減）、事業系食品ロス量が309万トン（15万トン減）となっており、家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量は、いずれも食品ロス量の推計を開始した2012（平成24）年度以降最少となりました。

しかし、国民一人当たりには換算すると、1日約124グラム、年間約45キログラムの食品ロス量が発生しています。

また、食料を生産するためには多くのエネルギーを必要としており、食料生産や運送に伴う二酸化炭素排出量は、世界全体の排出量の約25%を占めるとされており、食料の廃棄処理時に発生する二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスは地球温暖化の要因ともなっています。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用し、食品ロスを削減していくことが重要です。

図 日本の食品ロスの状況



資料：農林水産省HP

2 山梨県の食品ロスの現状

山梨県における食品ロス量については把握がされていませんが、廃棄される食料が含まれる家庭系ごみ及び事業系ごみの量は、2017（平成29）年度に減少したものの、その後増加傾向にあり、2019（令和元）年度では、29.1万トン（家庭系ごみ量：20.5万トン、事業系ごみ量：8.6万トン）となっています。

山梨県では、「第4次やまなし食育推進計画（「食品ロス削減推進計画」を包含）」において、「食品ロス削減への取組を広く促す啓発活動を展開」を重点施策として、県民や事業者に対し、食品ロス削減に向けた取組を促進しています。

【「第4次やまなし食育推進計画」における食品ロスに関する施策】

施策	方向性
(1) 家庭における食品ロス削減促進	消費者に求められる役割や行動を研修会や啓発活動等により周知し、県民一人ひとりの効果的な取組を促進します。
(2) 食品関連事業者等の食品ロス削減促進	食品関連事業者等による、食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進します。
(3) 未利用食品等の有効活用に向けた支援	未利用食品等が食品ロスにならないために、県民や食品関連事業者等に対してフードドライブやフードバンク活動への理解を促進するとともに、その活動の支援を行います。
(4) 総合的に推進するための体制の整備	食品関連事業者や関係団体等の意見を十分に反映し、フードバンク活動団体を含め、関係機関が連携した取組を行うための体制づくりを行います。また、地域に密着した食品ロス削減を推進するため、市町村食品ロス削減推進計画の策定を促進します。
(5) 食品ロス削減に向けた啓発活動の展開	事業者や県民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいこう、優良活動に対する表彰や啓発活動等を展開していきます。

【「やまなし食品ロス削減推進」マスコット】

山梨県では、食品ロス削減をイメージし、親しみを持てるマスコットキャラクター「かんしょくま」を作成しました。

今後、やまなし食ロス3ゼロ運動など、食品ロス削減の取組に活躍していきます。

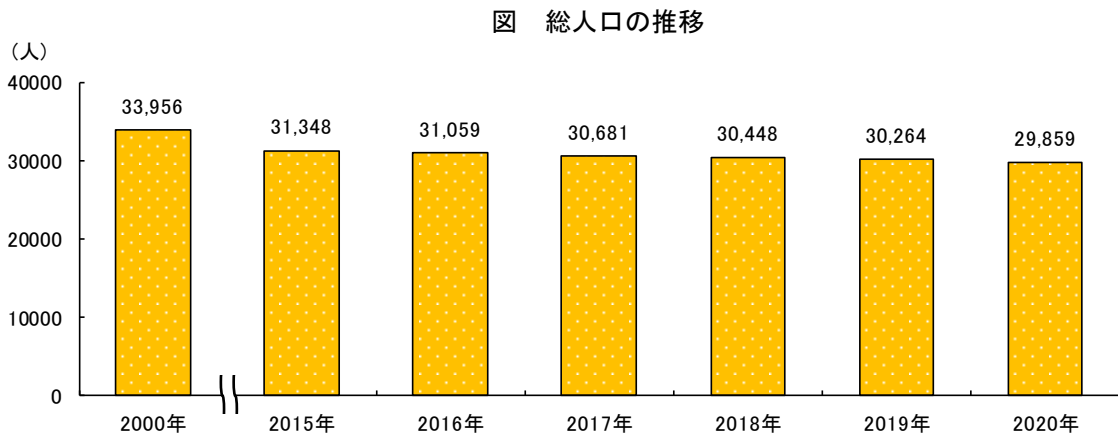


3 都留市の現状

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の総人口の推移をみると、2000（平成12）年以降減少しており、2020（令和2）年では29,859人となっています。

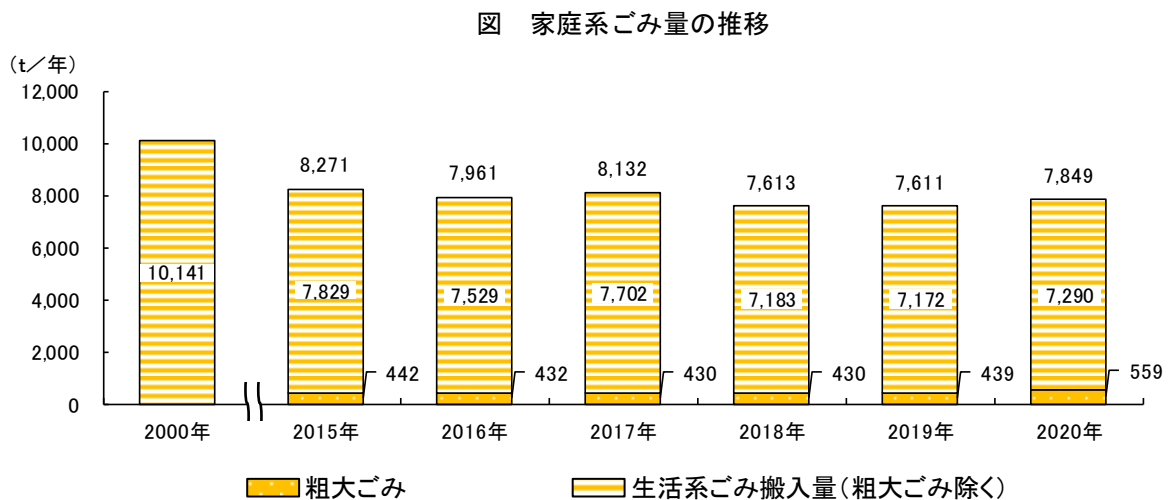


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 都留市の一般廃棄物の状況

① 家庭系ごみ量

本市の年間の家庭系ごみ量の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、2020（令和2）年では、7,849tとなっています。

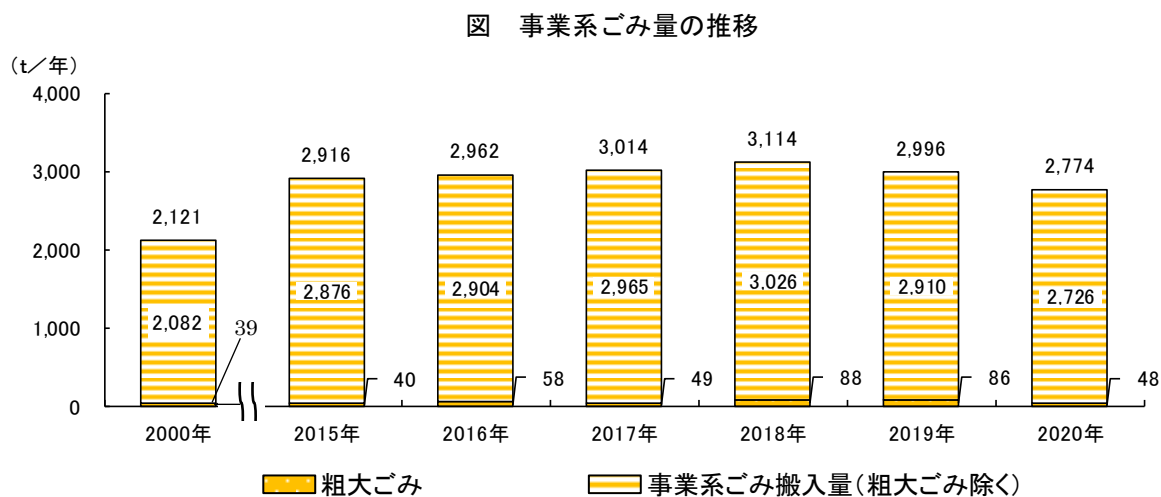


資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※2000年の生活系ごみ搬入量には粗大ごみ量が含まれています。

② 事業系ごみ量

本市の年間の事業系ごみ量の推移をみると、2018（平成30）年の3,114 t をピークに、2020（令和2）年では、2,774 t となっています。



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

4 アンケート調査結果からみた市民の意識

（1）調査対象

- ・市内在住の20歳以上の男女（2021（令和3）年9月1日現在）1,000人を無作為抽出
- ・市内で食に係る営業許可を取得している事業者（2021（令和3）年9月現在）200事業者を無作為抽出

（2）調査期間

2021（令和3）年11月15日から2021（令和3）年12月6日

（3）調査方法

郵送による配布・回収

（4）回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	1,000 通	482 通	48.2%
事業所	200 通	113 通	56.5%

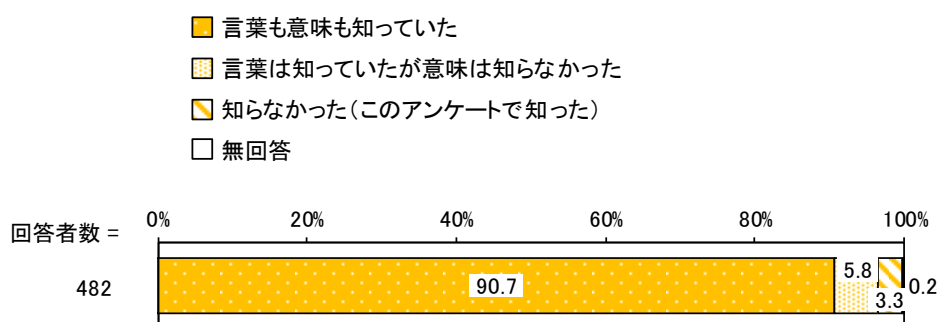
(5) 主なアンケート調査結果について

- 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

【市民アンケート】

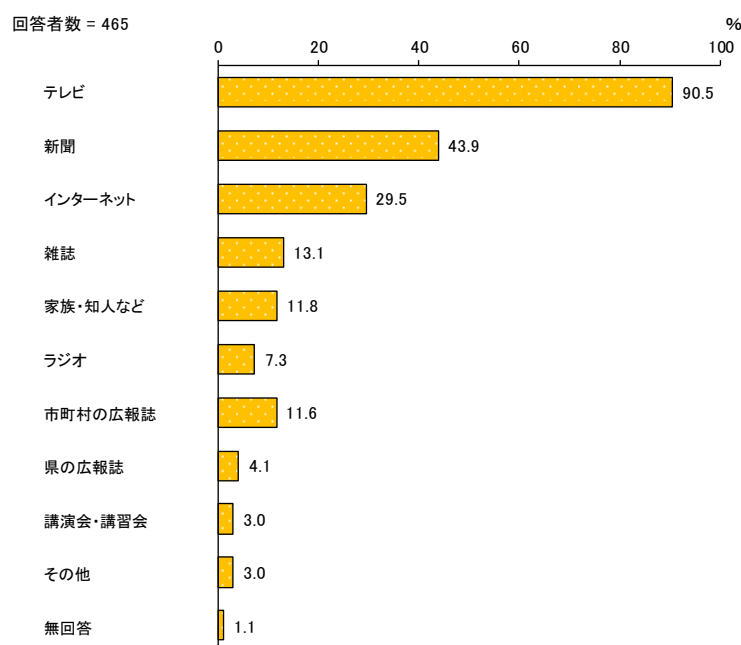
① 「食品ロス」という言葉の認知度

「言葉も意味も知っていた」の割合が90.7%と最も高くなっています。



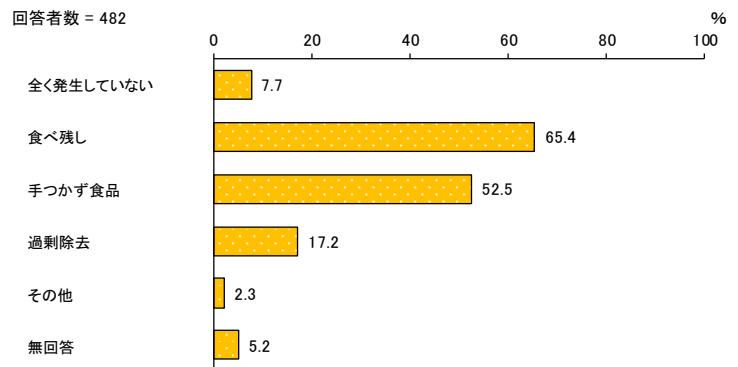
② 食品ロスに関する情報の入手方法

「テレビ」の割合が90.5%と最も高く、次いで「新聞」の割合が43.9%、「インターネット」の割合が29.5%となっています。



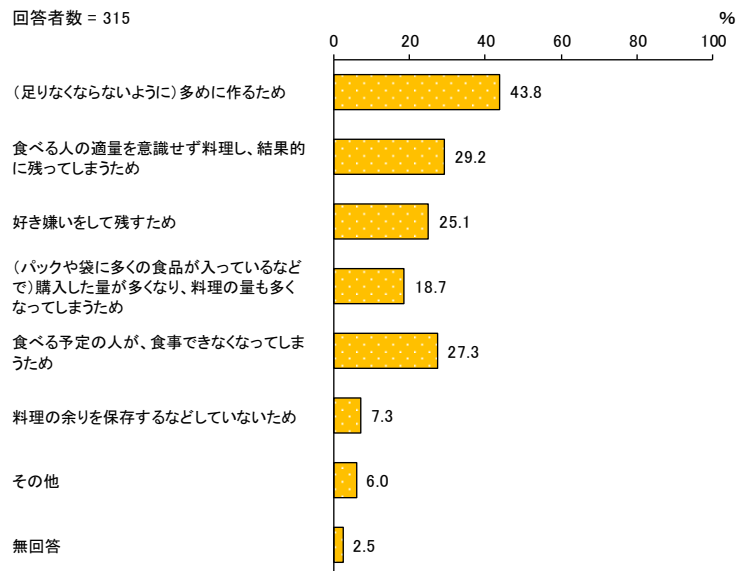
③ 家庭（飲食店での食事を除く）で発生している食品ロスについて

「食べ残し」の割合が65.4%と最も高く、次いで「手つかず食品」の割合が52.5%、「過剰除去」の割合が17.2%となっています。



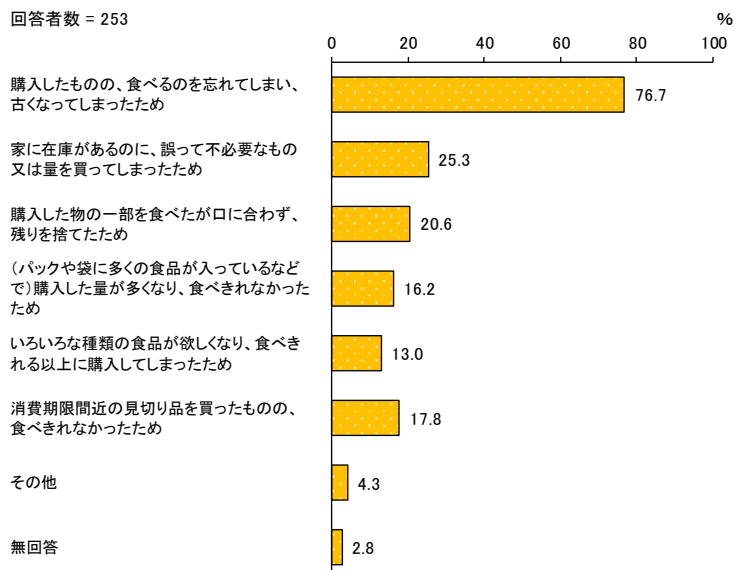
④ 家庭で「食べ残し」が発生している理由について

「(足りなくならないように)多めに作るため」の割合が43.8%と最も高く、次いで「食べる人の適量を意識せず料理し、結果的に残ってしまうため」の割合が29.2%、「食べる予定の人が、食事でできなくなってしまうため」の割合が27.3%となっています。



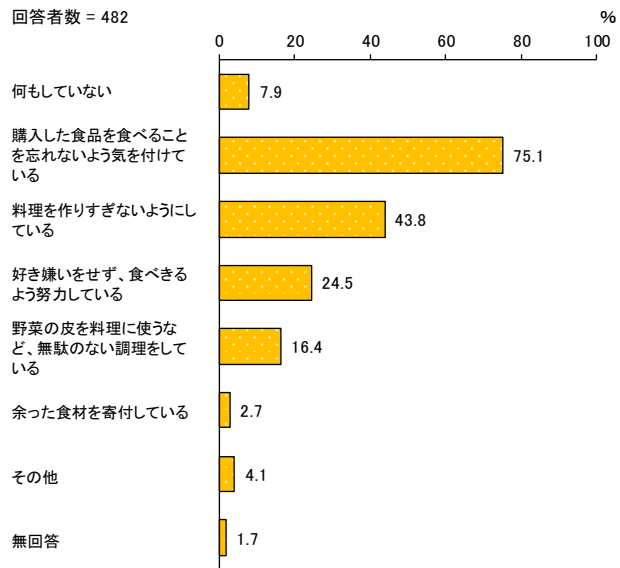
⑤ 家庭で「手つかず食品」が発生している理由について

「購入したものの、食べるのを忘れてしまい、古くなってしまったため」の割合が76.7%と最も高く、次いで「家に在庫があるのに、誤って不必要なもの又は量を買ってしまったため」の割合が25.3%、「購入した物の一部を食べたが口に合わず、残りを捨てたため」の割合が20.6%、「購入した物の一部を食べたが口に合わず、残りを捨てたため」の割合が20.6%、「(パックや袋に多くの食品が入っているなどで)購入した量が多くなり、食べきれなかったため」の割合が16.2%、「いろいろな種類の食品が欲しくなり、食べきれる以上に購入してしまったため」の割合が13.0%、「消費期限間近の見切り品を買ったものの、食べきれなかったため」の割合が17.8%となっています。



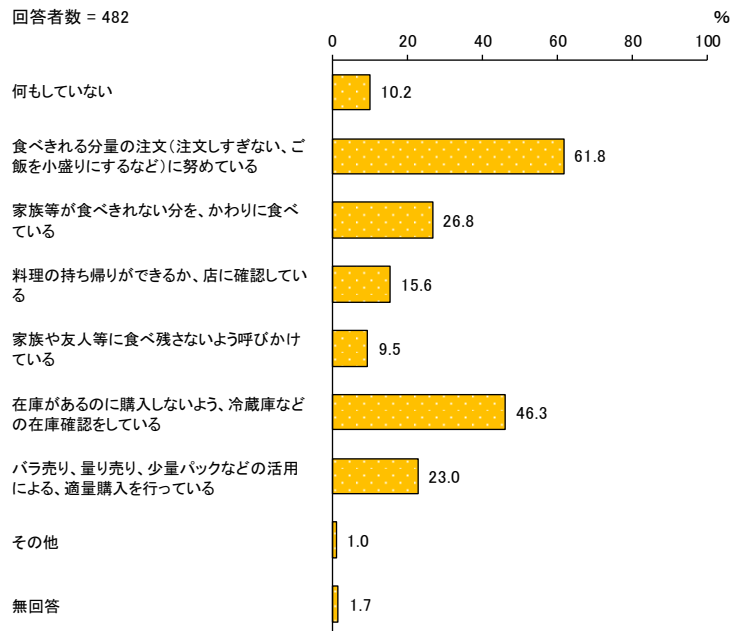
⑥ 家庭で食品ロスを減らすために行っていること

「購入した食品を食べることを忘れないよう気を付けている」の割合が75.1%と最も高く、次いで「料理を作りすぎないようにしている」の割合が43.8%、「好き嫌いをせず、食べきるよう努力している」の割合が24.5%となっています。



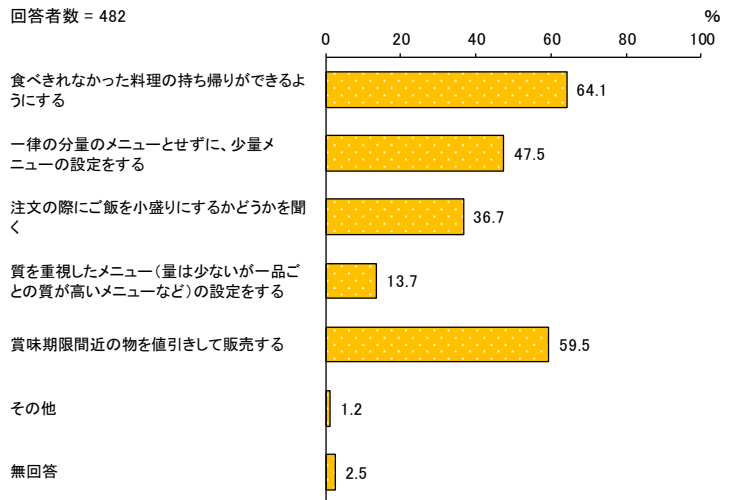
⑦ 外食時や食品購入時などで食品ロスを減らすために行っていること

「食べきれる分量の注文(注文しすぎない、ご飯を小盛りにするなど)に努めている」の割合が61.8%と最も高く、次いで「在庫があるのに購入しないよう、冷蔵庫などの在庫確認をしている」の割合が46.3%、「家族等が食べきれない分を、かわりに食べている」の割合が26.8%となっています。



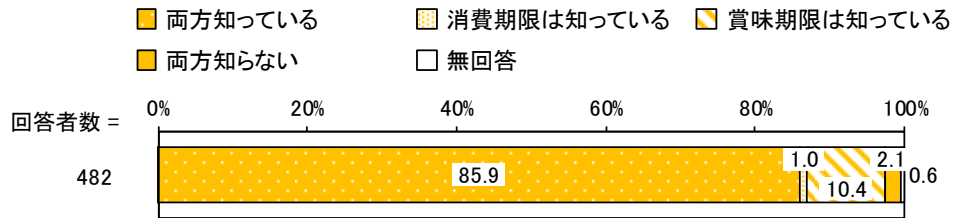
⑧ 食品ロスを減らすために飲食店側が行うとよいこと

「食べきれなかった料理の持ち帰りができるようにする」の割合が64.1%と最も高く、次いで「賞味期限間近の物を値引きして販売する」の割合が59.5%、「一律の分量のメニューとせずに、少量メニューの設定をする」の割合が47.5%となっています。



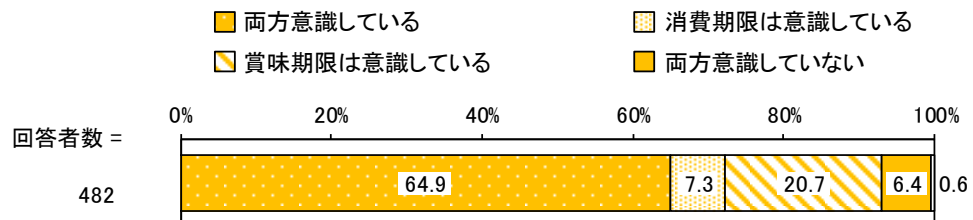
⑨ 「消費期限」と「賞味期限」の認知状況

「両方知っている」の割合が85.9%と最も高く、次いで「賞味期限は知っている」の割合が10.4%となっています。



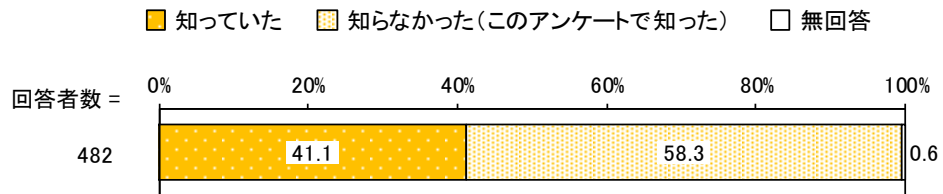
⑩ 「消費期限」と「賞味期限」を意識して買い物しているかについて

「両方意識している」の割合が64.9%と最も高く、次いで「賞味期限は意識している」の割合が20.7%となっています。



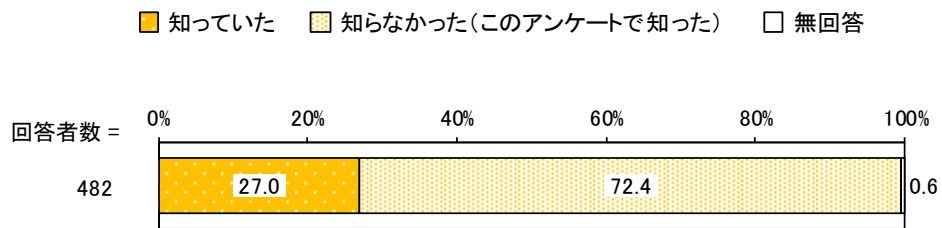
⑪ 日本で食品ロスが年間 600 万トン以上発生していることの認知状況

「知っていた」の割合が41.1%、「知らなかった（このアンケートで知った）」の割合が58.3%となっています。



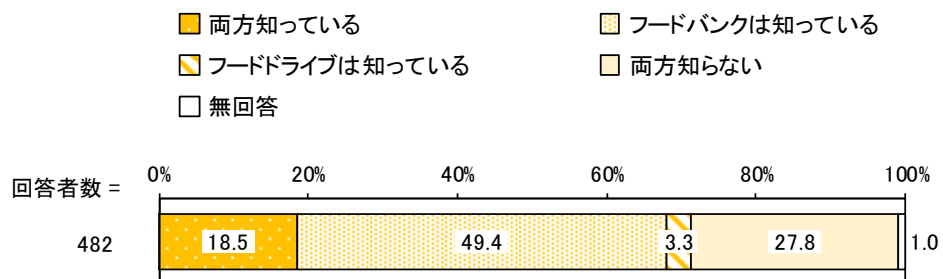
⑫ 年間の食品ロス量の 600 万トンのうち、およそ半分が家庭から発生していることの認知状況

「知っていた」の割合が27.0%、「知らなかった（このアンケートで知った）」の割合が72.4%となっています。



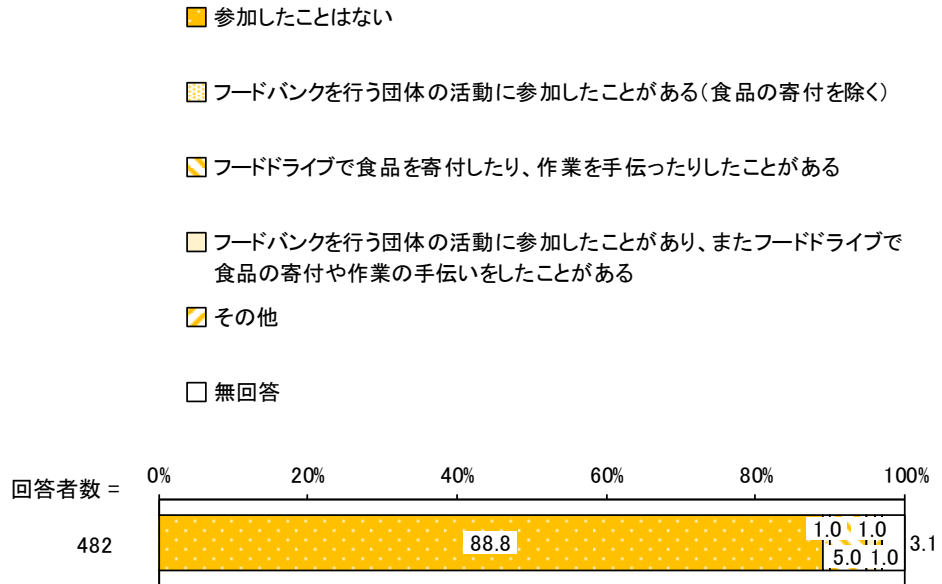
⑬ 「フードバンク」と「フードドライブ」という言葉の認知状況

「フードバンクは知っている」の割合が49.4%と最も高く、次いで「両方知らない」の割合が27.8%、「両方知っている」の割合が18.5%となっています。



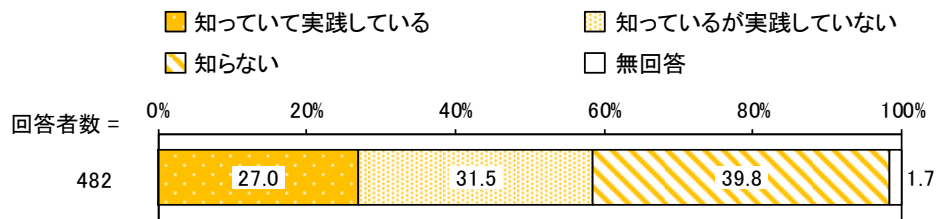
⑭ 「フードバンク」と「フードドライブ」に関する活動の参加状況

「参加したことはない」の割合が88.8%と最も高くなっています。



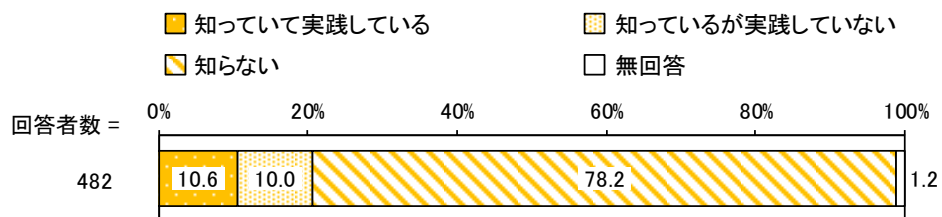
⑮ 環境省が推進している「てまえどり」の認知状況

「知らない」の割合が39.8%と最も高く、次いで「知っているが実践していない」の割合が31.5%、「知っているが実践している」の割合が27.0%となっています。



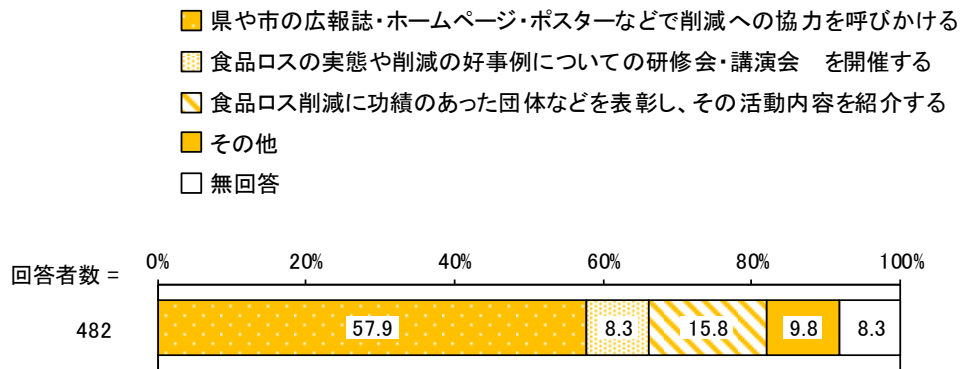
⑯ 環境省が推進している「mottECO」の認知状況

「知らない」の割合が78.2%と最も高く、次いで「知っているが実践している」の割合が10.6%、「知っているが実践していない」の割合が10.0%となっています。



⑰ 食品ロス削減の啓発について、効果的な方法について

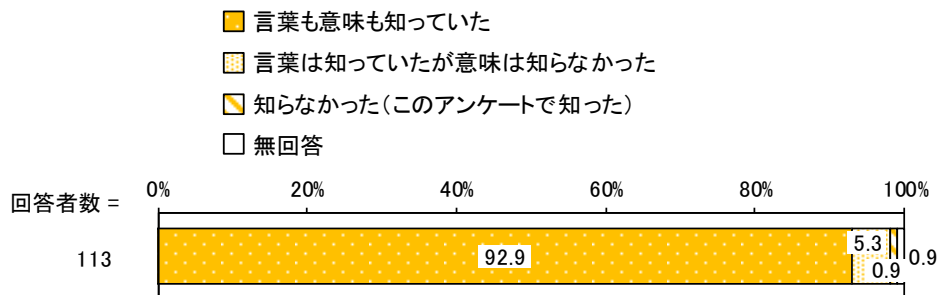
「県や市の広報誌・ホームページ・ポスターなどで削減への協力を呼びかける」の割合が57.9%と最も高く、次いで「食品ロス削減に功績のあった団体などを表彰し、その活動内容を紹介する」の割合が15.8%となっています。



【事業所アンケート】

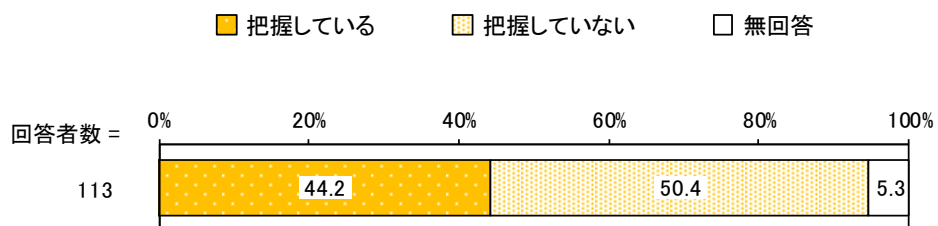
① 「食品ロス」という言葉の認知度

「言葉も意味も知っていた」の割合が92.9%と最も高くなっています。



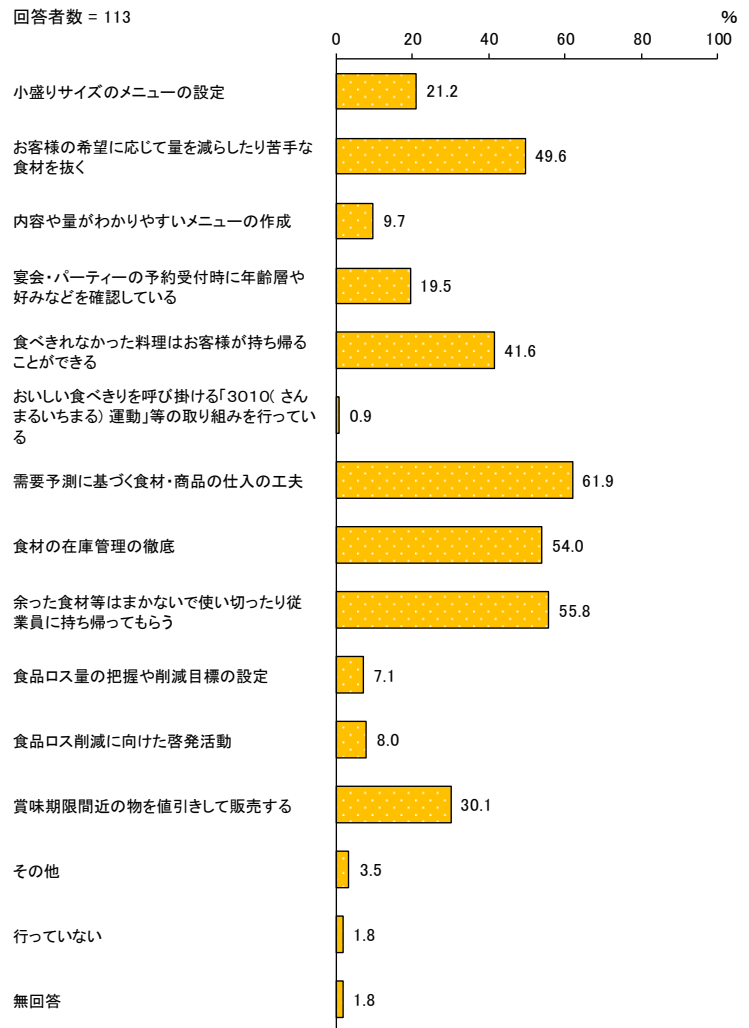
② 発生している食品ロス量の把握状況

「把握している」の割合が44.2%、「把握していない」の割合が50.4%となっています。



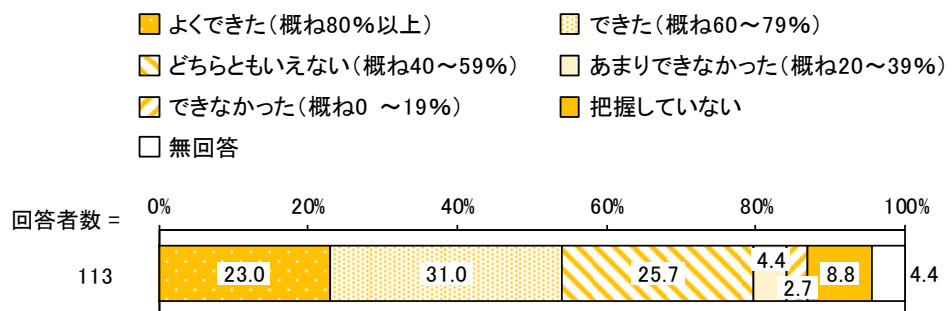
③ 食品ロス削減に向けて行っている取り組みについて

「需要予測に基づく食材・商品の仕入の工夫」の割合が61.9%と最も高く、次いで「余った食材等はまかないで使い切ったり従業員に持ち帰ってもらう」の割合が55.8%、「食材の在庫管理の徹底」の割合が54.0%となっています。



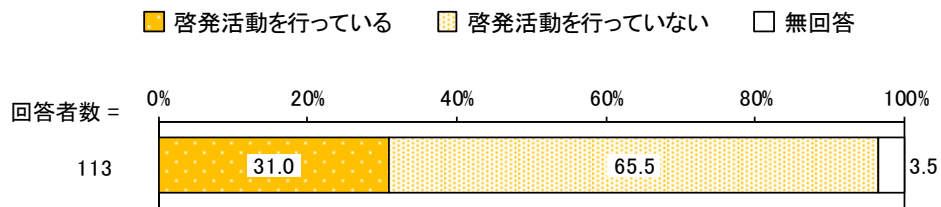
④ 食品ロス削減に向けた取組の結果、食品ロスが削減されたかについて

「できた (概ね60~79%)」の割合が31.0%と最も高く、次いで「どちらともいえない (概ね40~59%)」の割合が25.7%、「よくできた (概ね80%以上)」の割合が23.0%となっています。



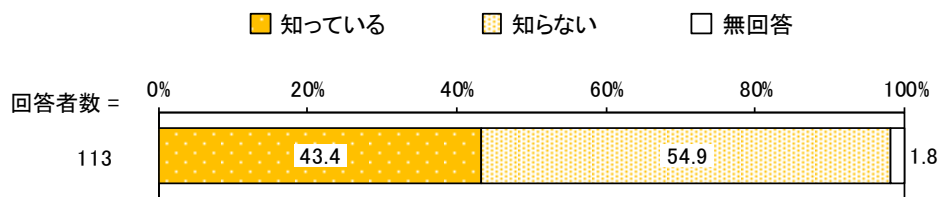
⑤ 消費者に対する食品ロス削減に関する啓発活動の実施状況

「啓発活動を行っている」の割合が31.0%、「啓発活動を行っていない」の割合が65.5%となっています。



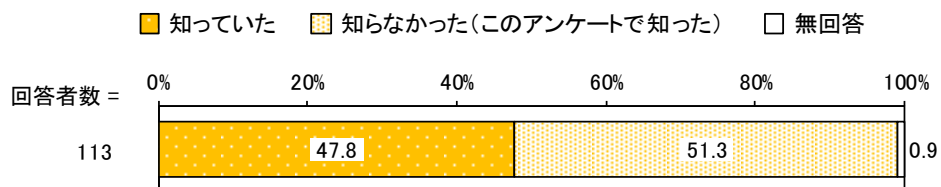
⑥ 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）施行の認知状況

「知っている」の割合が43.4%、「知らない」の割合が54.9%となっています。



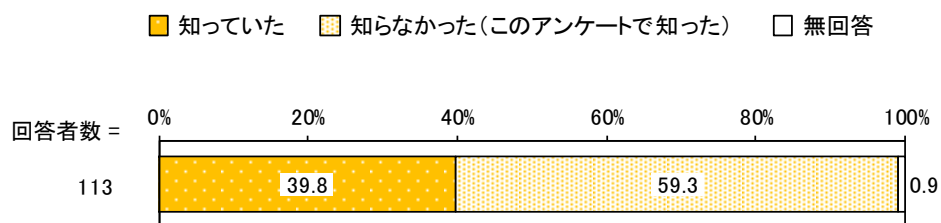
⑦ 日本で食品ロスが年間 600 万トン以上発生していることの認知状況

「知っていた」の割合が47.8%、「知らなかった（このアンケートで知った）」の割合が51.3%となっています。



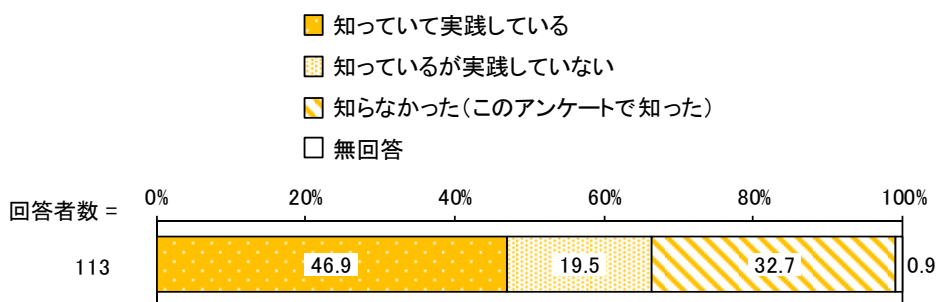
⑧ 2030年までに事業系食品ロスを半減する目標があることの認知状況

「知っていた」の割合が39.8%、「知らなかった（このアンケートで知った）」の割合が59.3%となっています。



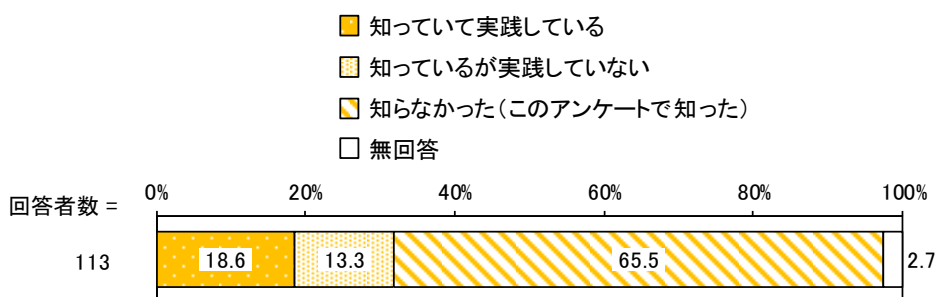
⑨ 環境省が推進している「てまえどり」の認知状況と実践状況

「知っていて実践している」の割合が46.9%と最も高く、次いで「知らなかった（このアンケートで知った）」の割合が32.7%、「知っているが実践していない」の割合が19.5%となっています。



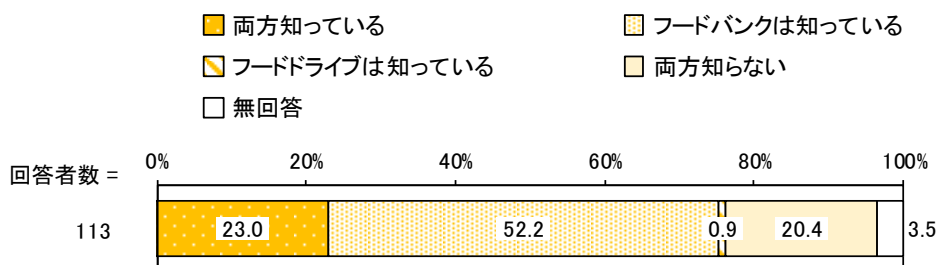
⑩ 環境省が推進している「mottECO」の認知状況と実践状況

「知らなかった（このアンケートで知った）」の割合が65.5%と最も高く、次いで「知っていて実践している」の割合が18.6%、「知っているが実践していない」の割合が13.3%となっています。



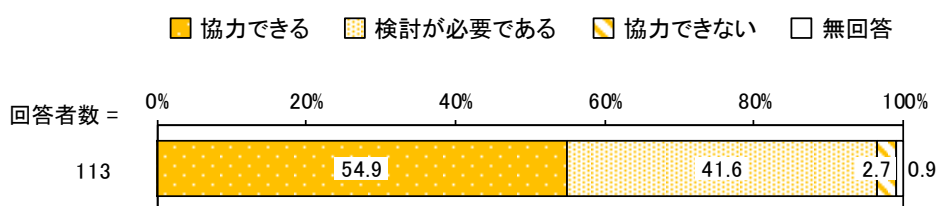
⑪ 「フードバンク」と「フードドライブ」という言葉の認知状況

「フードバンクは知っている」の割合が52.2%と最も高く、次いで「両方知っている」の割合が23.0%、「両方知らない」の割合が20.4%となっています。



⑫ 行政（国や市）が食品ロス削減について実施することへの協力について

「協力できる」の割合が54.9%と最も高く、次いで「検討が必要である」の割合が41.6%となっています。



5 / 本市における課題

（1）食品ロス削減のための取組について

アンケート調査結果から、約9割の家庭において、食べ残しや手つかず食品などの食品ロスが発生していることがうかがえますが、家庭においては「購入した食品を食べることを忘れないようにしている」や「料理を作りすぎないようにしている」、外食時や食品購入時においては「食べきれぬ分量の注文に努めている」など、何らかの取組を多くの市民が行っています。

一方で、国などが行っている食品ロス削減に関する取組についての認知度や実践度は低くなっています。

多くの市民に、食品ロス削減への取組を実践してもらうために、様々な食品ロス削減につながる取組を周知していきます。

(2) 食品ロスに関する認知度について

アンケート調査結果から、市民及び事業所ともに9割以上が「食品ロス」という言葉とその意味を知っており、市民の多くはテレビや新聞などから食品ロスに関する情報を入手しています。

しかし、日本における食品ロスが年間600万トン発生していることや、そのうち半分が家庭から発生していることなどを「知らなかった」市民や事業所の割合が高くなっています。

また、国などが行っている食品ロスに関する取組の認知度は低くなっています。

多くの市民に食品ロスに関する取組を実践してもらうためにも、様々な情報を様々な方法で提供し、食品ロスに関する正しい理解をしてもらえるように努めていきます。

(3) 事業所への食品ロス削減への促進について

アンケート調査結果から、事業所で発生している食品ロス量について「把握していない」の割合が5割となっていますが、ほとんどの事業所において、「需要予測に基づく食材・商品の仕入の工夫」や「余った食材等はまかないで使い切ったり従業員に持ち帰ってもらう」、「食材の在庫管理の徹底」などに取り組んでおり、その取組が食品ロスにつながっている事業所が5割以上となっています。

一方で、市民同様、食品ロスの削減の推進に関する法律や国などが行っている食品ロスに関する取組の認知度が低くなっています。

国、県及び市が実施する食品ロス削減の活動に対して、協力的な事業所も多いことから、今後は、食品ロス削減のための取組に関する情報提供や啓発を行っていくとともに、食品ロスの削減に関する施策を促進していきます。

第 3 章

基本的な方向と目標

1 基本的な方向

食品ロス削減のためには、全ての市民や事業者等が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、削減に向けた行動を実践することが必要です。

具体的には、食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロスの現状とその削減の必要性について認識した上で、生産、製造、販売の各段階や買物、保存、調理、消費の各場面において、食品ロスが発生していることや、市民、事業者等がそれぞれに期待される役割と行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移すことが求められています。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、行政、関係団体等の多様な主体が連携し、市民運動として、食品ロスの削減を推進していくものとします。

2 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

世界で1年間に13億トンにもなると言われている食品ロスがもしも発生しなければ、食料が得られない人の手に行き渡るかもしれません。また、廃棄物処理時に発生する二酸化炭素などの温室効果ガス排出を抑制し、環境の負担を減らすことができ、地球温暖化対策にもつながります。

さらに、食品は多くの人々の労力やその土地の資源を得て育つため、その自然に私たちは生かしてもらっています。それを消費せずに廃棄するということは、食品ロスの総量以上の多くのものを廃棄することになります。

本市においても、食品ロスの発生を抑えることは、SDGsの課題や問題を改善することにもつながると考え、市民の生活や事業活動等において、一人一人が食品ロス削減の必要性について理解を深め、それぞれの立場で、食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくよう、下記のとおり基本理念と基本方針を定めます。

【 基本理念 】

みんなで減らそう食品ロス！

～「もったいない」で世界をつなぐまち つる～

食品を購入する時、調理する時、食べる時に「もったいない」という気持ちにより食品ロスを減らす意識を持ち、SDGsの目標にもあるように食品ロスという社会問題の解消につなげていきます。

また、やむを得ず出てしまう食品ロスについて、ただ捨ててしまうのではなく、食品リサイクルの実施やフードバンクの活用により「人々のつながり」「豊かな自然」を将来へつなげていきます。

(2) 基本方針

○ 食品ロスの発生抑制

消費者（市民）、事業者等に対する周知・啓発や食べ物に対する敬意・感謝の気持ちの育成を行い、一人一人が意識を変えて、そもそも食品ロスを極力無くすよう促進していきます。

○ 循環型社会の推進に向けた生ごみの減量化及び適正な再生利用

消費者（市民）、事業者等から発生する余剰在庫等による、まだ食べることができる食品を貧困や災害等により食べ物を十分に入手することができない人たちに提供するなど、未利用食品等の有効活用を推進するためにフードバンク等の周知・啓発などをより実施していきます。

また、やむを得ず発生する食品ロスについては、生ごみ処理器具などの補助金の周知強化、堆肥化装置の導入検討など再生利用を推進していきます。

3 / 本市の目標

国は、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、共に2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに半減させるという削減目標を設定しています。また、国の方針では、これらに加えて食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標が設定されています。

本市においては、2030（令和12）年度までに、家庭系食品ロス発生量を1日当たりかつ一人当たり52.0g、事業系食品ロス発生量を1年当たり432tに設定します。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者（市民）の割合については、現状89.3%となっており、国が設定する目標値の80%を上回っていることから、目標値を2030（令和12）年度までに90%に設定します。

指標	基準値 (2000年度)	現状値	目標値 (2030年度)	考え方
家庭系食品ロス発生量	104.0g/人・日	63.0g/人・日 (2019年度)	52.0g/人・日	2000（平成12）年度の食品ロス発生量原単位を推計し、2030年度までに半減
事業系食品ロス発生量	864t/年	489t/年 (2019年度)	432t/年	2000（平成12）年度の食品ロス発生量を推計し、2030年度までに半減
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	-	89.3% (2021年度)	90%	市民アンケート調査（設問⑥、⑦）において、食品ロスを減らすために「何もしない」「無回答」を抜いた割合の平均

<算出方法>

【家庭系食品ロス発生量】

食品ロス量（t/年）＝家庭系ごみ収集量（t/年）×国内食品ロス割合（％）

国内食品ロス割合（％）＝国内食品ロス発生量（t/年）÷国内家庭系ごみ収集量（t/年）

食品ロス発生量原単位（g/人・日）＝食品ロス量（g/年）÷{人口（人）×365（日）}

【事業系食品ロス発生量】

食品ロス量（t/年）＝Σ事業別食品ロス量（t/年）×国内における市内事業者割合（％）

※食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の総計

食品ロスは市民と事業者の双方から発生することから、生産から消費に至るまでの全ての段階で取り組むべき課題です。

消費者である市民や食品関連事業者等の「役割と行動」を理解、実践するとともに、行政は、本市の食品ロスの現状を把握するとともに、市民や事業者の取組に対する支援策を検討、実施していくことが重要です。

先述した基本方針の「食品ロスの発生の抑制」、「循環型社会の推進に向けた生ごみの減量化及び適正な再生利用」を推進していくため、市民、事業者及び行政それぞれの主体が担うべき役割について整理し示します。

1 市民（家庭）の役割と取組

市民は、一消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性に理解を深めるとともに、日常生活の中で自ら排出している食品ロスについて適切に把握し、理解しましょう。

また、日々の生活の中で食品ロスを削減するために市民自らができることを一人一人が考え、行動に移すようにしましょう。

【取組】

- 食品ロスに関し正しく理解し、日々の生活の中で、食品ロスを削減するために自らができることを実践しましょう。

- 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解し、使用時期を考慮しながら使いきれ的分だけ購入しましょう。

賞味期限：おいしく食べられる期限。過ぎてしまってもすぐに衛生上問題が生じるものではないので、煮たり焼いたり良く加熱し食べるようにする。
消費期限：過ぎてしまったら食べないほうが良い期限。

- 食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにしましょう。食べきれなかったものもリメイク等の工夫をして食べきるようにしましょう。

「消費者庁のキッチン」 食材を無駄にしないレシピ

（消費者庁HPについては巻末のURLを参照してください）

- 冷蔵庫などの整理や収納状況を定期的にチェックしましょう。

○ 3キリ運動の推進

食材は「使いキリ」、調理したものは「食べキリ」、生ごみはしっかり「水キリ」

- 計画的に買い物を行い、食材を使いきりましょう。
- 料理は食べきれぬ量を作り、残さず食べきりましょう。
- やむを得ず、生ごみとして排出しなければならない場合は、しっかり水切りを行い、ごみを軽くして出すなど、生ごみの排出削減に努めましょう。

○ 外食では、おいしく食べきれぬ量を注文し、提供された料理は食べきるようにしましょう。

○ 宴会時には開宴30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しむ「3010運動」に取り組みましょう。

○ 購入してすぐに食べる場合は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を行いましょ。

○ 飲食店での食べ残しの持ち帰りをする「mottECO」を実践しましょう。

○ 「フードバンク活動」や「フードドライブ活動」に参加してみましょう。

【「mottECO」とは?】

環境省が提唱する、飲食店で食べきれなかった料理をお客様の自己責任で持ち帰る行為の愛称です。



【食品ロス削減国民運動シンボルマーク】

食品ロス削減は、食品の生産から加工製造、流通、販売までのフードチェーン全体でも取り組んでいく必要があり、官民が連携して食品ロス削減に向けた国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）が展開されています。

そこで、食品ロス削減国民運動のシンボルマークとして誕生したのが「ろすのん」です。

「ろすのん」の名前は、食品ロスをなくす（non）という意味で、外見の真ん中の赤丸は「お皿」を、下の二本線は「お箸」をイメージしています。



2 事業者の役割と取組

食品関連事業者においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者である市民に対して、各事業所の取組に関する情報提供や啓発を実施しましょう。

また、発生する食品ロスについて適切に再生利用するとともに、国、県及び市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めましょう。

【取組】

- 事業活動に伴う食品ロスの発生による環境負荷、社会的影響等を理解しましょう。
- 市民に対し、食品ロス削減のために望まれる消費行動等に関する情報を発信しましょう。
- 店内や事業所内における食品ロス削減に関する活動や方針について周知啓発を行いましょう。
- 食品原料の無駄のない利用や製造工程及び出荷行程における適正管理・鮮度保持に努めましょう。
- 食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫などにより、賞味期限の延長に取り組みましょう。
- 消費者の消費の実態に合わせた商品の容量の適正化を図りましょう。
- 小盛り・小分けメニューや要望に応じた量の調整ができるようにするなど、消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組みを導入しましょう。
- やむを得ず生ごみとして排出しなければならない場合は、生ごみの水キリの徹底や業務用生ごみ処理機の導入など、生ごみの排出抑制に努めましょう。
- フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行いましょう。
- 飲食店で食べきれなかった料理を利用者自身の責任で持ち帰る「mottECO」を推進しましょう。
- 食品ロスを削減するための商慣習の見直しに取り組みましょう。

3 行政の役割と取組

行政では、家庭系・事業系食品ロスの排出の実態を明確に把握していきます。

また、食品ロス削減に向けた市民や事業者の取組において、様々な支援を行っていくとともに、食品ロス削減の目標達成に向け、各市民団体や事業者団体との連携を図り、食べ残しの発生抑制や食品廃棄物の再資源化等に努めていきます。

【取組み】

取組み名	取組み内容	担当課
食品ロス量の把握	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系・事業系食品ロスの排出実態を把握します。 産業廃棄物に区分される食品ロスに関する調査を実施します。 	地域環境課
市民の食品ロスに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査等による市民の食品ロスに関する関心度や取組み状況等を把握し、取組に反映していきます。 	地域環境課
食品ロスに関する市民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 園児や小中学生を対象とした食品ロスをテーマとした講座などを実施し、環境教育を推進します。 市民や市民団体を対象とした食品ロスをテーマとした講座等を実施し、普及啓発を行います。 食品ロス削減をテーマにした教材を作成し、普及啓発に活用します。 食品ロスに関する啓発ポスターや物品等を活用し、庁内や市内スーパーなどにおいて普及啓発を行います。 各種イベント参加者に食品ロス削減をテーマにしたパンフレット等を配布し、普及啓発を行います。 企業に対してSDGsへの取組みをPRでき、企業のイメージアップに繋がる「やまなし食品ロス削減推進パートナー」への登録を推進します。 食品ロス削減に取り組む個人や団体を表彰し、優良活動の周知により意識の高揚を図ります。 他の自治体や事業者、住民が実施している先進的な取組や事例について、情報を収集し、市ホームページやSNS等を活用し、市民や事業所に対し、食品ロスに関する様々な情報を発信していきます。 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会へ参加し、情報収集を行うことで普及啓発に役立てていきます。 	地域環境課 健康子育て課 学校教育課

	<ul style="list-style-type: none"> 都留興譲館高等学校や都留文科大学、健康科学大学、産業技術短期大学の学食や購買での食品ロス削減の周知を実施し、意識向上に努めます。 	
食品廃棄物の減量化・資源化	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ずごみとして排出する場合は、生ごみの水キリの徹底等を周知啓発していくとともに、ごみ全体に占める水分の割合を示すなど、広報誌等を通して、食品廃棄物の減量化・資源化についてわかりやすく情報を発信します。 整備済みの家庭用生ごみ処理器具設置費補助金の周知強化をしていきます。 堆肥化装置等の導入について検討していきます。 	地域環境課
学校給食の食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食での食品ロス削減メニューの提供を検討していきます。 すでに取り組んでいる「調理の工夫、盛られた分は食べきる食育指導」などを引き続き実践していき、学校給食で発生する食品ロス削減について、さらに取り組んでいきます。 	学校教育課
飲食店組合の食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、小盛サイズメニューの導入など、利用者の希望に沿った量での料理の提供などの促進を図ります。 食べ残しを堆肥化する設備等の情報提供や、購入等の補助等について検討します。 飲食店で食べきれなかった料理を利用者自身の責任で持ち帰る「mottECO」を推進します。 	地域環境課
未利用食品の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> フードバンク活動の推進と理解を促進するため、関係者相互の連携のために必要な支援を行っていきます。 市民が簡易にかつ安心して食品の提供から受け取りを行えるよう、フードドライブの推進と周知啓発に努めていきます。 市職員へ向けたフードバンク活動の周知を強化し、利用増進を図ります。 災害対策用備蓄食品の有効活用を引き続き実施していきます。 	地域環境課 総務課

4 具体的な取組事例

(1) ぐんないや織^{しょく}

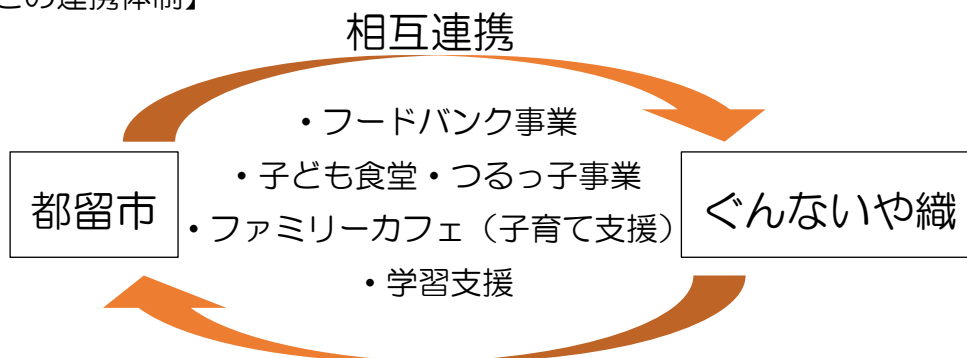
「ぐんないや織」は県内富士東部地区を中心とした地域に対してより良い環境、社会、暮らしを望む人が、居心地の良い場を築くために「食」を通じた環境づくり及び社会教育に関する事業を行い、有機的な関係性が絶えない共生できる社会の実現を目指している団体です。

母体としては、都留文科大学生が創設した、地域の方の居場所づくりを「食」を通じて行い、誰もがもう一度来たいと思えるようなあたたかい居場所を目指して活動している「つるっ子プロジェクト」と子どもから大人まで、誰でも利用でき、無料・安価で温かく、栄養のある食事や団らんを提供している社会活動の「子ども食堂」の2つが基となっています。

現在は、特定非営利活動法人格取得を進めていて、地域フードバンクとしての仕組みづくりも進めており、フードバンク事業も実施していくところです。

本市としても「ぐんないや織」と連携を図り、食品ロス削減事業だけでなく、子育て支援や教育支援、居場所支援などさまざまな事業を推進していきます。

【市との連携体制】



①色んな世代と一緒に
食事を楽しむ様子



②学生と子どもたちが「食」に
ついて学んでいる様子

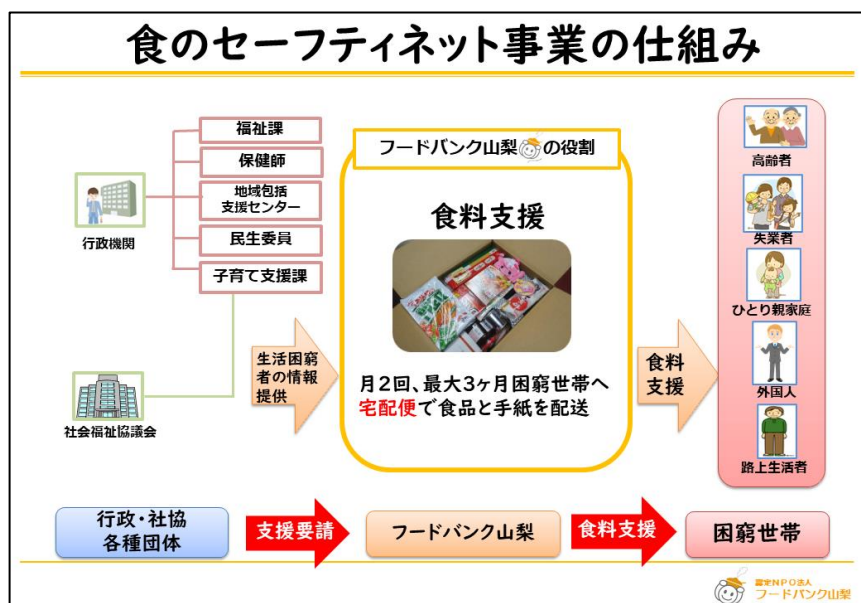


※子どもたちのプライバシー保護のため一部モザイク処理をしています。

(2) フードバンク山梨

認定NPO法人フードバンク山梨は2008（平成20）年に設立し、市民や企業から寄贈された、まだ十分食べられる「もったいない食品（未使用の食品ロス）」を食料支援が必要な方たちへ行政・施設を通じて支援する「フードバンク活動」を開始しました。

2010（平成22）年には行政機関の窓口で相談にきた方で、食にお困りの方へ食品を宅配便で提供する「食のセーフティネット事業」の取組が始まり、本市においてもこの事業を実施しているところです。



より地域事情にあわせて対応できるように、県内各地で「食品を配布して下さる団体（地域フードバンク）」と連携して、より身近で早急な対応ができる仕組みづくりを進めており、2021（令和3）年からは、都留市、富士吉田市、富士河口湖町にある団体と連携した食品配布が始まりました。

本市でも市民・事業所への周知や「フードドライブ活動」の実施など、フードバンク山梨の一層の利用促進を図っていきます。

①食品の箱詰め作業



ボランティア活動の場づくりしています

②お送りする食品の例



お菓子が沢山入った家族用の箱（約12kg）

(3) 生ごみ処理器具設置費補助金

家庭から排出される可燃ごみの年間排出量の約3割以上が「生ごみ」と言われています。ごみの減量化について家庭での取組が重要となってきます。生ごみ処理器具を使って乾燥させる方法のほか水を切るだけでもごみの減量化に繋がります。

本市では、家庭での「生ごみ」を減少するために、生ごみ処理器具を購入された市民の方を対象に補助金を交付しています。

①家庭用生ごみ処理機

生ごみを電動又は手動によりかくはんし、発酵、分解、温風、加熱による乾燥などの方法により減容（容積を減らす）又は消滅させる機能を持つ機械

⇒購入費の2分の1以内で100円単位（ただし、限度額は20,000円）

②家庭用生ごみ処理容器

生ごみを自然発酵及び分解させる機能を備えた器具

⇒購入費の2分の1以内で100円単位（ただし、限度額は3,000円）

①家庭用生ごみ処理機



②家庭用生ごみ処理容器



(4) 災害対策用備蓄食品の有効活用

本市では、アルファ米をはじめとする災害対策用備蓄食品を各避難所に用意していますが、保存期間5年の備蓄食品のため、毎年度約2,000食が交換対象となっており、消費期限のおおむね2か月前を目処に新しいものと交換しています。

交換対象となった備蓄食品は、各地区防災訓練、防災講座等で実際に市民の方に「調理する体験」「食べる体験」をしてもらい、災害時にスムーズに対応できるように訓練していますが、余剰分に関しては、フードバンク山梨等へ提供しています。

【令和2年度 配布等実績】

	防災訓練・防災講座等	フードバンク山梨等への提供
アルファ米	600 食	1,400 食
クラッカー	80 食	-

防災備蓄食品例①



防災備蓄食品例②

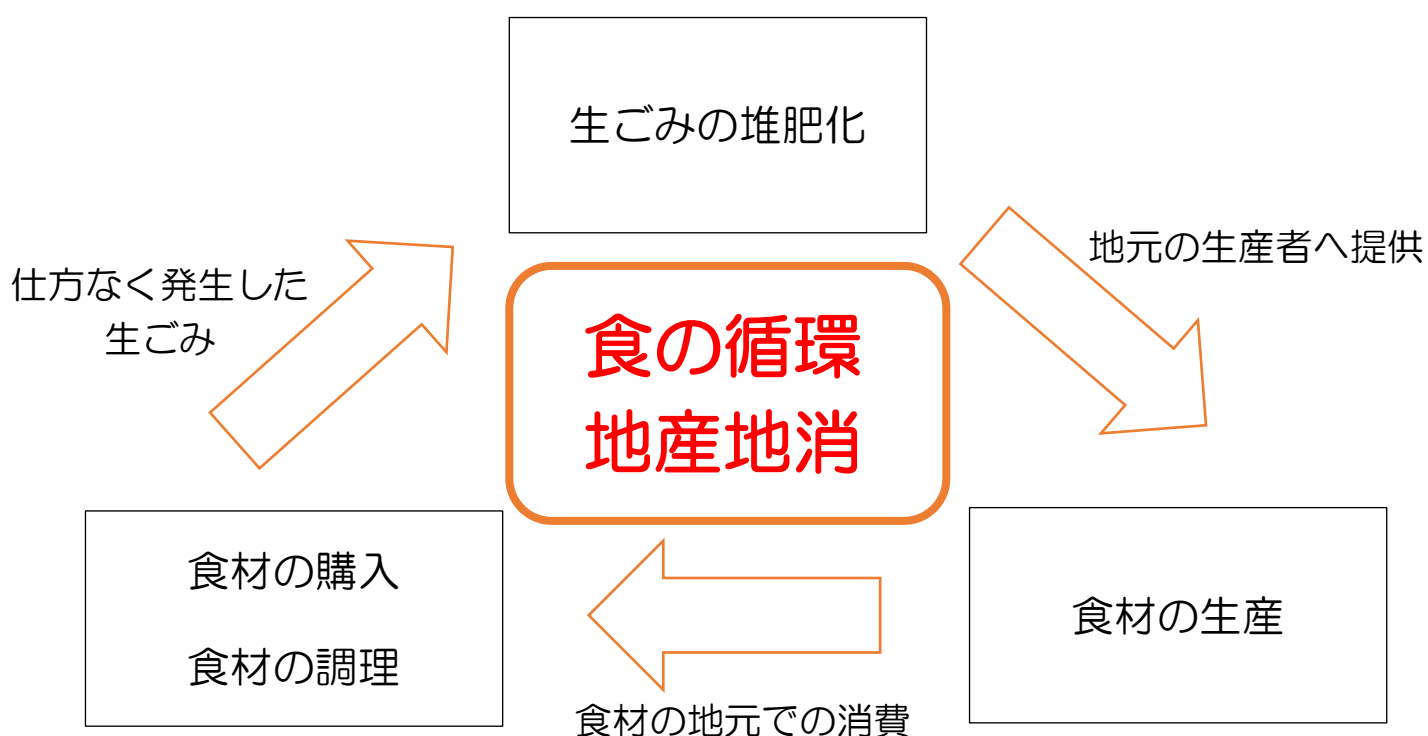


(5) 堆肥化装置等の導入

本市では、できる限り「ごみにしない」という考えのもと、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の強化に加え、「生ごみの堆肥化」を行うことにより、ごみの減量化を推進することを検討しています。

各家庭や事業者等から排出される生ごみを堆肥化し、その肥料で育てた農作物を地域で消費する「食の循環」のシステムの構築により、食品ロスを削減する体制づくりを行い、ごみの排出量削減を推進したいと考えています。

【食の循環の流れ】



堆肥化装置①



堆肥化装置②



計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政においては事務局である地域環境課が中心となって各
 部局と横断的に連携を図り、市政全体として取組を進めていきます。また、食品ロス削減
 の推進には市民をはじめ団体、事業所等と行政との連携が不可欠であることから、様々な
 場面において、意見を徴収するとともに、計画に反映させていきます。

2 計画の進行管理

基本計画の実施計画（アクションプラン）に具体的な取組みを設定し、「計画(Plan)」、
 「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のPDCAサイクルにより本計画の
 推進を図るとともに、5年を目処に見直しを行っていきます。

PDCAサイクルのイメージ





参考資料

1 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年法律第十九号

前文

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、二十五年九月二十五日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための二十アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(国の責務)

第三条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進)

第八条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

(食品ロス削減月間)

第九条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

第十三条 市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（次項において「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第十六条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第十七条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十八条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十一条 会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十二条 会長は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の特命担当大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十三条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣

二 環境大臣

三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十四条 前条第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第四号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 / 食品ロスに関する関連サイト

機関	サイト名 URL
環境省	食品ロスポータルサイト https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html
農林水産省	食品ロス・食品リサイクル https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/
消費者庁	食品ロス特設サイト https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html
山梨県	食品ロスをなくそう！ https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuhinrosusakugen.html
都留市	食品ロス削減について https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/chiikikankyou/kankyouseisaku_t/11235.html

都留市食品ロス削減推進計画

山梨県 都留市

発行：2022年（令和4年）4月

作成：都留市役所 市民部 地域環境課 環境政策室